

令和元年12月21日(土)

司法書士による無料相談会

「年末困りごと相談会」(面談相談・電話相談)

を実施します

長野県司法書士会

会長 丸山 孝一

長野県司法書士会は、長野県青年司法書士協議会との共催により、下記の要領にて司法書士による年末困りごと相談会を実施いたします。

司法書士による無料相談会

「年末困りごと相談会」

◆日時：令和元年12月21日(土) 10:30~16:00

◆面談相談：長野会場 長野市もんぜんぷら座 (長野市新田町1485-1)
松本会場 松本勤労者福祉センター (松本市中央4丁目7番26号)

◆電話相談：026-232-7499 (当日のみの専用番号です)

※ 相談は無料、秘密は厳守します。

◆相談例：・借金で苦しんでいる ・生活に困っていて年が越せない
・労働問題で悩んでいる ・養育費をもらっていない ・離婚で悩んでいる
・生活保護を受けたい ・車上生活から脱したい ・相続について
・消費者トラブルで悩んでいる etc.

◆問合せ先：長野県司法書士会 (TEL：026-232-7492)

なお、開催趣旨につきましては、別紙記載のとおりです。

開 催 趣 旨

例年、師走になりますと、生活の悩み、金銭的な悩み、職場の悩み、家庭の悩みなどについて、年を越す前にどうにか解決したい、といった相談が多くなります。また、生活困窮状態の方にとっては、年末年始の間は役所が閉庁となるため、生活保護等の給付に時間がかかってしまい、大変な困窮状態となる危険があり、相談需要が増加します。

そういった相談に対して、司法書士が親身に応えることで、一人でも多くの方に気持ちよく新年を迎えていただければと考えております。

このような趣旨により、年末のこの時期に「年末困りごと相談会」を実施いたします。

なお、面談による相談は県内2会場（長野会場、松本会場）で実施し、これとあわせて電話による相談も実施いたします。お悩みを抱える多くの方の相談をお受けしたいと考えております。

我々司法書士は、身近なくらしの法律家として、市民の皆様の困りごとに対し、適切な支援を行って行けるよう、今後も活動を続けてまいります。

* * *

法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟代理権があり、訴額 140 万円を超えない民事紛争において、裁判所および裁判外において代理人とすることができます。また、これ以外の裁判手続においては、裁判所提出書類作成を通じて、訴訟・調停等の手続をサポートします。